

【入札参加資格の更新について】

更新には毎年手続きが必要です。

業者区分に応じて、提出書類等が異なります。必ず下記をご確認ください。

申請書等の提出は不要とし、下記の納税証明書の提出のみで更新とします。

提出がない場合は、次年度から指名対象外、または登録の取消しとなるのでご注意ください。

西暦の偶数年度の更新期間に納税証明書の提出がない場合、登録有効期間満了後に取消しとなります。

区 分	提出書類		
	市税	国税(未納税額のない証明:その3又は3の2又は3の3)	
	佐世保市税の滞納のない 証明書	法人税又は申告所得税	消費税及び地方消費税
市内業者 準市内業者	毎 年		2年に1回 (西暦)2024年度、2026年 度・・・(偶数年度)
市外業者			

- ・発行日から3か月以内のものを提出してください。(コピー可。)
- ・次回提出期間は令和8年1月7日から2月13日を予定。12月中に広報紙・ホームページ等でお知らせします。

●令和7年度(2025年度)から令和8年度(2026年度)への更新時に必要な証明書

【市内業者・準市内業者の方】

- ①佐世保市税の滞納のない証明書
(市民税課・各支所及び宇久行政センター発行)

【市外業者の方】

- ①法人税(又は申告所得税)の未納がないことを証明する証明書
(その3又は3の2又は3の3 税務署発行)